

所得制限限度額表

扶養親族の数	受給者本人	扶養義務者 配偶者 孤児等の養育者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人以上	以下380,000円ずつ加算	

※受給資格者本人に、老人扶養親族がある場合は100,000円、特定扶養親族がある場合は150,000円が上記限度額に加算されます。

※受給資格者が父又は母の場合は、児童の父又は母から受け取った養育費の8割の額が所得に算入されます。